

令和2年5月29日  
文教福祉常任委員会資料  
健康長寿部介護保険課  
健康長寿部年金医療課  
健康長寿部国民健康保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して保険料の免除を行う」とされたことに基づき、本市においても以下のとおり国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の免除等を行います。

## 1. 減免の対象者

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険第一号被保険者で、以下の要件に該当する方（国保の場合は世帯）。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する場合（介護保険においては「イ」は不問）。
  - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
  - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1000万円以下であること
  - ウ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 2. 減免の対象となる保険料

令和元年度及び令和2年度の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象

年金給付の支払日。) が設定されているもの。

なお、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合は、遡って減免することになるため、減免を決定した場合には保険料の還付等により対応します。

### 3. 減免額の算定について

「1. 減免の対象者」における①の場合

→同一世帯に属する被保険者の保険料額を全額免除（後期高齢者医療  
保険・介護保険）

→世帯の保険料額を全額免除（国民健康保険）

「1. 減免の対象者」における②の場合

→【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の  
区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $A \times B / C$ ） $\times$ （ $d$ ）

#### 《②の場合の減免額の計算式》

対象保険料額（ $A \times B / C$ ） $\times$  減額又は免除の割合（ $d$ ）＝保険料減免額

#### 【表1】

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

対象保険料額＝ $A \times B / C$

A：（国保）当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

（後期）同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

介護保険料

対象保険料額＝ $A \times B / C$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込ま

れる事業収入等に係る前年の所得額  
 C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300 万円以下	全部 (10/10)
400 万円以下	10 分の 8
550 万円以下	10 分の 6
750 万円以下	10 分の 4
1000 万円以下	10 分の 2

介護保険料

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
200 万円以下	全部 (10/10)
200 万円を越えるとき	10 分の 8

4. 今後のスケジュール（予定）

(ア) 国民健康保険料、介護保険料

6 月中旬の当初賦課通知で減免のお知らせを行い、申請受付を開始。

(イ) 後期高齢者医療保険料

京都府後期高齢者医療広域連合からの通知を受けた後、速やかに申請受付を開始。